加賀都市計画道路の変更（石川県決定）

都市計画道路中３・３・１号加賀国道線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経由地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・1	加賀国道線	加賀市箱宮町マ字	加賀市熊坂町酉之部	松山町 西島町 中代町 箱宮町 奥谷町	約 15,140m		4車線	28m		
	構造形式の内訳		加賀市箱宮町マ字	加賀市分校町ヤ字	箱宮町	約 800m	嵩上式		50m		
			加賀市熊坂町戊之部ヒ字	加賀市熊坂町酉之部	奥谷町	約 1,850m	地下式		18.5m		
						約 12,490m	地表式		28m ～38m	「北陸新幹線」、「ハピラインふくい線」と立体交差 幹線街路と平面交差８箇所	

「区域及び構造は計画図のとおり」

【理由】

一般国道８号の一部区間である３・３・１ 号加賀国道線は、昭和 58 年に加賀市加茂町から熊坂町間の延長約 6,180m を決定以降、市街地相互及び北陸自動車道との連絡を強化するとともに、健全な都市の形成を図る道路として、平成 15 年には箱宮町から熊坂町間の延長約 11,900ｍに順次計画延長の変更がなされた。さらに、令和２年には、平成 30 年の大雪による県境部での大きな交通障害の発生を契機として、重要物流道路としての道路ネットワークの構築に加え、冬期の道路交通機能の強化を図るため、県境部において延長約 3,330ｍを追加し、現在は箱宮町から熊坂町までの延長約 15,230ｍの都市計画道路である。

今回、熊坂町地内の熊坂交差点から県境部の約 3,330m において、詳細な地質調査の結果、一般廃棄物処分場の一部とトンネルが干渉し一定の離隔を確保する必要が生じたため、トンネル部の縦断線形等を変更する。それに伴い、当該トンネルと既設の鉄道トンネルにおいて、必要な離隔を確保できなくなったため、平面線形等を変更する都市計画決定を行い、より安全で円滑な交通の確保を図るものとする。

なお、これら線形の変更に伴い、県境部付近の一部が福井県の区間となることから、延長を約 15,230m から約 15,140m に変更する。